

國學院大學學術情報リポジトリ

ラジオ創成期の逋信省：情報インフラ構想を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-04-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大久保, 茂史 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000325

ラジオ創成期の通信省——情報インフラ構想を中心に

The Ministry of Telecommunications in the early days of radio
- with a focus on the information infrastructure concept

大久保 茂史

【要旨】

日本のラジオ放送の創成期には、国家的な統制という文脈のみでは捉え切れない複雑さがあり、重要なアクターたる通信省の動向について、政治・行政史的な視座から検討する必要がある。本稿では、通信官僚たちには、ラジオを一種の情報インフラと捉える視点が存在したことを指摘した上で、電話政策をめぐる対応を検討する。そして、彼らにとって電話拡張が喫緊の課題であり、ラジオは情報インフラとして電話を補完し得るメディアという位置付けがあり、それが制度設計過程にも現れていることを指摘する。続いて、彼らにとって民営でのラジオ事業開始という選択は、電話拡張問題という「先例」に照らし合理的で実現可能性が高かったことを指摘した上で、関東大震災という偶発的要因によって通信部内の認識に様々な変容が生じていくことを明らかにする。

以上を通じ、ラジオをめぐる通信部内の対応過程で、通信行政の視点から新規メディアを捉え、実現のための現実的な方途が模索される姿を提示する。

はじめに

日本のラジオ放送の創成期には、新聞社や実業界など様々なアクターが利害をはらみつつ、それぞれ独自の視点から関与した⁽¹⁾。そうした文脈の中で、ラジオの制度的枠組を構築した通信省の動向は「国家によるメディア統制」という視角から説明されることが多い⁽²⁾。放送内容の事前検閲をはじめとする様々な制約や、戦時体制への大衆動員過程を論じた先行研

究⁽³⁾をみれば、創成期の対応についてもラジオの統制という動機が強調されるのは、無理からぬことであろう。

しかし、近年様々な視点から論じられているように⁽⁴⁾、通信省の動向はそれほど単純ではなかった。行論の中で明らかになるように、「国家によるメディア統制」という側面ばかりではなく、逓信行政、就中、逓信行政との関連が意識され、「情報インフラ」の整備という観点から、あるべきラジオ像が模索され、その実現のために現実的な方策が追求される過程もまた存在したのである。

本稿は以上の点に留意した上で、通信省の動向について、1. 欧米におけるラジオの実態を把握し「情報インフラ」としてラジオの導入が構想される過程、2. 逓信行政におけるラジオの位置付けと「民営」での事業開始を念頭に制度が構想される過程、3. 関東大震災の衝撃と改めて「情報インフラ」としてのラジオの導入が全省的に共有される過程を、それぞれ検討する。すなわち「情報インフラ」としてのラジオの導入という構想を、政治・行政史的な視座から検討することを通して、ラジオ創成期についての理解を深化させたいと考えるものである。

尚、年号の表記については原則として、各節の初出時に元号を併記する他は西暦とした。引用資料は原則として、カタカナはひらがなに統一し、漢字は新漢字があるものはそれを用いた他、句読点や濁点を適宜補った。また、引用資料中の〔 〕は大久保による挿入である。

1. 1920年初頭の逓信省

まず、日本におけるラジオ実現に向け各アクターの動きが活発化する1920年代初頭を中心に、逓信部内や逓信行政の状況を概観しておこう⁽⁵⁾。

1920（大正9）年前後、逓信本省ではそれまでの大臣官房、通信局、為替貯金局（20年10月から「貯金局」）、電気局、管船局という体制に加え、經理局（19年5月）、簡易保険局（20年10月）が新設され、臨時官制の面でも臨時電信電話建設局（同）が設置された。また、通信局については20年

5月時点で庶務、郵便、電信、電話、外信、工務の計6課体制であったのが、20年9月外信課を外国郵便、外国電信の2課に分け、かつ調査課を新設し、計8課体制に拡充された。このように大正中期から後期にかけて、通信省は機構面で拡大する一方、所管する行政領域も広げつつあった。

次に、通信行政のうち多大な部分を占める通信行政をみてみよう。第一次世界大戦による大戦景気を通じて、商取引の活発化が促進され、通信手段の需要が急増した⁽⁶⁾。そして、電信においては電信局や線路の増設が、電話においては交換施設の増設が要求されることとなり、2. で述べるように通信省は拡張計画の策定と実施で対応することになる。

他方で、20年代初頭の通信省は幾つかの問題を抱えていた。

第一に、中央と地方、すなわち本省と、各地方における現業部門の管理・統轄機関との関係の変化である⁽⁷⁾。そもそも通信部内では10年代前半の時点で、地方現業部門を管理・統轄する通信管理局（13年「通信局」に改称）が、本省の政策展開に対するフィードバック機能を持つようになった。そして、毎年召集される通信管理局長あるいは通信局長会議等が、本省にとっては全現業部門への政策の徹底と各地方からの情報収集を、各通信（管理）局にとっては政策への意見開陳と自らが管轄する現業部門からの要望伝達を、それぞれ実現する場となり⁽⁸⁾、重要性を高めていった。

こうした状況は、19年に実施された地方現業部門の管理・統轄機関の再編によって、一層顕著なものとなった。地方への経費支出のあり方をめぐり、各地方の通信局が本省からの予算経理の委任を求める等、制度改革をめぐる論議が巻き起こり始めたのである。この論議は、本省内でラジオ構想が形成され、制度設計がなされていく22年から24年にかけて特に顕在化していった⁽⁹⁾。

第二に、通信事業に従事する現業職員（郵便電信電話局所属職員）の労務管理問題の深刻化である。

18年度末の統計で11万5,072人だった通信省職員数は、翌19年度末に12万5,187人、20年度末に14万5,898人を数え、2. で述べる今井田清徳・通信

局電話課長の欧米視察が行われた21年の年度末には16万6,589人と、高い増加をみせている⁽¹⁰⁾。これは、同時期の他省における職員数の推移と比較すると、鉄道院とともに群を抜いたものであり、逓信省が、鉄道院と並び現業職員を多く抱える事業官庁であるが故の現象であった。

また、大戦による好況が全国的な賃金上昇をもたらした結果、現業部門の末端であり通信行政の制度的基礎でもある三等局は、本省からの経費だけでは人件費を賄えないという状態に陥った。しかも、20年3月の株式市場の暴落を境に、日本経済は大戦後の反動恐慌に突入し、不況期が到来する。そして政府の財政難に伴い懸案となった行政整理が、加藤友三郎内閣(22年6月成立)下で実施されるに至る。逓信省では、行政整理が実施された22年の年度末における職員数は16万6,383人と、前年に比して約4,000人の増加に留まり、そのうち現業職員の増加は約3,000人であった。その結果深刻化したのが、現業職員の負担が増大する一方で、給与引き上げをはじめとする待遇改善を容易に行い得ないという労務管理上の問題だったのである⁽¹¹⁾。

第三に、「通信閥」「管船閥」と称される2つの派閥の対立である。ここでは両派の構成や関係性について簡単に整理しておこう⁽¹²⁾。

通信閥は、逓信省内にあって管轄範囲の面で突出しており、経理局が設置されていない期間は通信関係の予算経理をも自局で処理していた通信局でキャリアを重ねてきた官僚たちを中心に形成された。また、他局との人事交流も活発に行われていた⁽¹³⁾。尚、後述するようにラジオ創成期の逓信省にあって制度設計に深く関与する今井田清徳は、この通信閥に連なる⁽¹⁴⁾。

これに対し管船閥は、管船局を中心に形成された。海運に関する監督行政を主な業務とし、通信局のように大規模な現業部門を有さない管船局は、その事務処理に専門的な知識が要求されることから、人事は局内限りで行われていた⁽¹⁵⁾。

ところで、大正期の通信次官は、清浦圭吾内閣(24年1月成立)での米

田奈良吉の就任まで、いずれも他省か管船局の出身者で占められていた⁽¹⁶⁾。通信閥にとっては、省内における影響力の大きさにもかかわらず、次官という「通信系の牙城までも占領された」ことになり、管船閥への対抗意識が自然と醸成されていったことは想像に難くない⁽¹⁷⁾。

以上のように、20年代初頭の通信省は、機構面と事業面における拡大の一方で、大別して3つの問題を部内に抱えていた。こうした状況がラジオ構想の形成と展開の背景にあったことに留意しておきたい。

2. ラジオ構想の形成と展開

(1) 通信官僚のラジオ観

1920年代初頭には通信部内から、中上豊吉・通信技師、戸川政治・大阪通信局監理課長（20〔大正9〕年）、今井田清徳・通信局電話課長、稲田三之助・通信局工務課長、佐伯美津留、穴沢忠平の両通信技手（以上21年）、荒川大太郎・通信技師、米村嘉一郎・通信事務官、新名直和・東京中央電話局長（以上22年）らが欧米に派遣されている⁽¹⁸⁾。彼らは主に電信・電話事業の視察を目的としていたが、その中に、各国におけるラジオの実態について目を向けたものがあつた⁽¹⁹⁾。

ここでは、本稿の関心に即して重要な「ラジオをどのようなメディアとして捉えていたか」という観点から、今井田電話課長のラジオ観を中心に検討したい。21年夏から22年春にかけ独、仏、伊、英、米の各国を訪れた今井田は23年春、大臣を会長、次官を副会長とする通信協会の機関誌『通信協会雑誌』に寄せた論考「無線電話の将来」で次のように述べた。

——現代の社会生活では、同時に多数の人へ告知しなければならない事柄が数限りなくある。各国は情報伝達手段を完備するべく競っており、「文野の区別はその施設の如何に依つて岐るるかの観がある程」だ。このような状況下、無線電話を利用することが可能となれば、より有効且つ迅速に、そして経済的に宣伝・公布が行える。

無線電話が社会生活に及ぼす影響の第一は「田園生活の都市化」である。

日本を含め各国では人口が都市に集中する傾向があるが、それは社交を好み享樂的な近代人ならではのもので、そのような社会生活を地方でも都会同様に送れるようになれば、人口の都市集中は減少するはずだ。それを実現するのは、山中でも「名士の演説達人の彈奏を始として、突発事件競技天候時刻等いろいろのことを居ながらにして」耳にでき、「孤独の寂寥から脱して華かな文化生活に」日常的に接することを可能とする無線電話、すなわちラジオの導入である。

第二は「經濟取引の一進歩」である。どの新聞もトップで報じるのは、株式をはじめとする相場の変動を伝える經濟記事だ。また、取引所には相場変動を迅速に伝えるための予約電話通話の便が与えられている。これは需要と供給を調節し、物価を安定させ、經濟活動を円滑化させるための措置だが、無線電話が発達すれば、相場や需要・供給の状況が速やかに全国へ伝えられることで、商取引が円滑化し、仲買人が生産者と消費者の間で暴利を貪ることが防止され、「生産者をも消費者をも制することとなるであらう」。

第三は「教育の民衆化」である。社会教育、家庭教育が軽視される傾向があるが、無線電話が発達すれば、講演やお伽話等の形態で、時事問題の解説や教育面の資料提供が可能となり、「晚餐の前後就眠の前に家族団欒して」それらに耳を傾ければ、国民の「思想の統一教化の上に偉大なる威力を発揮」するであろう。故に教育の民衆化が実現されるのである。

さらに、交通機関での移動中にニュースや音楽に接し、災害が起きても刻々とその状況を確認することが可能となる。選挙のために会場を確保し、演説に足を運ばせる必要もない。「一秒に三町、それも遠くへは届かない音声が一秒十八万哩の速力で数百千里の外にまで聞える」無線電話は、「座ながらにして、世界の声を聴くことが出来る」のである。

他方「放送は公共事業の一つであり、実現に当たっては「その本分を守り機能を發揮し得る様に、国家は之を取締り運用者は自ら心掛けねばならぬこと当然」である——⁽²⁰⁾。

この説明から、今井田はラジオを、無数の受け手に対して情報を一方通行的に、迅速に伝達するメディアとして捉えていたことがわかる。また、その社会的機能については、都市からの情報を農村社会へ伝達し両者の情報格差を減少させることや、電波を通じて社会教育を推進するといった、一種の「情報インフラ」として想定しているのである。その意図は、ラジオは「公共事業の一つ」との表現からも読み取れる⁽²¹⁾。

次に、今井田の帰国後、約10ヶ月間にわたり仏国、米国、英国の電話事業を視察した新名直和のラジオ観をみてみよう。21年下半期を米国での視察に充てたと思われる新名が米国のラジオ事情から読み取った社会的機能は、教育事業への活用であった。新名は後年、自分が米国で初めて接したラジオは、大学が経営する放送局の校外授業であり、それがラジオというもの第一印象だったと述懐している。新名が視察した期間の米国における放送局のうち最多の経営主体は大学（72局）であり、その事実も新名に、教育機能を持つメディアとしてのラジオの姿をより強く印象付けたと思われる。彼は次に訪れた英国でも、ラジオの教育的機能に関心を向けている⁽²²⁾。

また、22年1月から3月にかけて米国の無線電信・無線電話事業を視察した荒川大太郎、米村嘉一郎は、無線電信企業大手Radio Corporation of America（RCA）の放送局を訪れ、設備を視察した。そして、複数の放送局から自由に選局でき、ニュースや講演、音楽番組を楽しんでいる米国のラジオについて次のように結論付けた。

——「米国如何に厯大なる天地を有すと雖も斯かる多数の放送局の存在は混信を惹起し電波の紛糾交錯を来すを免れ」ない。なるほど、ラジオの隆盛は国民生活に「澁瀾たる一大活素を注入」している。しかし、欧米のラジオ制度をそのまま日本に持ち込むのは、彼我の国土の広狭や通信の重要性を考慮すれば慎重にならざるを得ない。特に米国内におけるアマチュア無線の流行は、国家による無線の運用上脅威となっており、アマチュア無線は「無線の発達を促進し併せて之を阻害するもの」となっているのが

現状である——⁽²³⁾。

さて、これら通信官僚たちのラジオ観をみると、具体的な用途等についての差異はあるものの、ラジオというメディアを一種の情報インフラと捉える視点が存在していたことが指摘できる⁽²⁴⁾。そして、そうした視点をより強く、比較的早い時期から持ち合わせていたのが、この後日本におけるラジオの制度設計に主導的に関与していく今井田であった。

(2) ラジオの制度設計過程

視察中に「英米にはラヂオと云ふものがある。早晩、我国でも実施する必要があるから、至急取調べて置いて呉れ、帰朝後相談する⁽²⁵⁾」旨を通信本省へ伝えた今井田は1922（大正11）年5月、帰国直後からラジオ構想の検討に着手し、制度設計の準備に取り掛かった。

第一段階として行われたのは、所謂『要綱草案』の作成と通信局での議論である。帰国後、今井田は局レベルでの議論の叩き台として『要綱草案』を自ら執筆し、自身に加え通信局長、工務課長、電信課長、庶務課長から構成される通信局議に諮った。ここで討議されたうち、ラジオの制度設計過程における重要な論点となったのが、事業の経営形態を官営、民営のどちらにするかということであった。

無線電信法第1条（無線電信及無線電話は政府之を管掌す）にも明記されている、明治以来の政府専掌という通信行政の基本理念、さらに、思想統制の必要性を重視する官営論に対して、民営論は次のように反駁する。

この事業の実態は官僚による行政機構の運用では不相当であるし、放送は電信・電話のように国民の日常生活に必要不可欠のものではないから、通信専掌の理念に捉われる必要はない。技術的にも、放送は一般公衆の間に発受される電気通信ではなく、むしろ専用的通信といえるものだから、民営に委ねても通信専掌の原則には反しない。そもそも国家財政が逼迫し、「電話事業拡張費なども大削減を余儀なくされ」ている現在、放送のように前途が未知数な新規事業の予算が認められるはずもない上、仮に官営で

事業が成功したとしても、いざ事業を拡張しようとした際に財源不足から充分に対処できないとしたら、世論の批判を招き、結局「社会公共の福利増進を阻害することは、現に多大の収益力ある電話事業の事実²⁶⁾に徴しても」明白である⁽²⁶⁾。

この主張に対し官営論から、無線電信法が存在する以上、民営を採るのならば新規立法が必要との指摘が出る。これに対し民営論は、事業の前途が未知数である以上、現段階で特別法を制定するのは時期尚早であるし、立法を進める際には事業の管轄をめぐり他省との紛糾や、議会での審議において「所謂利権屋の好餌となる」恐れがあると反論し、「熟議の結果」民営の法的根拠は無線電信法第2条の例外規定「〔施設の許容は〕主務大臣に於て特に施設の必要ありと認めたるもの」に拠ることとなった⁽²⁷⁾。それでもなお、やはり民営では公衆通信や軍事通信上危険であるとの慎重論が出たが、最終的には「文化機関の採用、普及を阻むべきではない」との結論に落ち着いた⁽²⁸⁾。

こうして経営形態を民営とすることで決着をみた通信局では、続いてラジオの具体的な制度について検討し、放送用設備、受信用設備、許可手続、監督方法、制度実施方法の5項目からなる具体案が策定されたのである。そこでは放送局は1地域1局に限り（電波の通達距離が異なれば重複可）、事業者は新聞社や無線機器の製造・販売業者からなる営利法人の「組合又は会社を適当」とすること、経営にあたっては機器業者に一定の額を負担させる他聴取者から料金を徴収すること、放送事項は気象・時刻・新聞・講演・音楽・相場といった「実用的」な内容に限定すること、これらの方針を公示し、出願者を「相互協定せしめたる上許可」した後、実施状況を観察した上で関係法規の制定に取り組むこと等が明記されていた⁽²⁹⁾。

ところで、この具体案では民営に関して一点但し書きが付け加えられていることに留意しておきたい。すなわち、放送局が得る利益は資本の1割程度に抑え、余裕があれば受信料を低減する余地を残すこととされたのである。

この具体案は22年8月『放送用私設無線電話ニ関スル議案』（以下『議案』と略す）として確定され、同月、省内の電話拡張実施及改良調査委員会（以下「電話拡張委」と略す）に付議された。この委員会は17年に設置されたもので、委員長には次官、副委員長には通信局長が当たることとされていた⁽³⁰⁾。同委員会では、ラジオ構想は「全く新しい公共的通信機関に関するものであり、制度としても〔通信の政府専掌という〕伝統的政策から離脱しようとする革新的なものであるため⁽³¹⁾、慎重な審議を要するとの理由から、別に設ける特別委員会で討議すると決した。そして特別委員会には、本省から今井田電話課長、三宅福馬・電信課長の他、文書課長、監察課長、工務課長、主計課長、そして臨時電信電話建設局の2名の課長と技師が参加し、これに東京通信局長と電気試験所長が加わった⁽³²⁾。

この特別委員会でも、民営論が覆された形跡はない。ただし、事業の経営主体については通信局議での議論よりも詳細な定義がなされた。すなわち、事業者は「永続して確実に事業を経営し得る能力あり且営利を専念とせず多少公共の為に渴すの覚悟あるもの」であることが不可欠であり、やはり新聞社や無線機器の製作・販売業者が適当である、殊に新聞社は放送材料の収集にあたって「特殊の便益」がある、とされたのである。さらに事業の将来像も構想され、全国を一事業者に経営させるのは「独占に伴ふ弊を免れ」ないが、各区域の事業者が合同して「コーポレーション」や「トラスト」のような形態に発展する可能性が付け加えられた⁽³³⁾。

特別委員会は22年12月、23年1月の計2回開催され、主に技術面での修正を加えた後、23年8月の電話拡張委総会に修正案を諮り、可決された。すなわちここに、民営方式でのラジオ導入が省議として確定されたのである。

以上の制度設計過程をみると、通信局議の段階から採られた民営論が、その後の審議でも覆されることなく通過していったこと、他方で民営には一定の制限が加えられていったことがわかる。

では何故、通信局議の段階からラジオ民営論が採られ、強硬な反対がないまま省内で受け入れられていったのだろうか。特別委員会における審議

は2回に留まり、通信局議で決定された『議案』が踏襲された。こうした経緯について太平洋戦争後、通信省関係者を含んで編まれた『日本無線史』は、今井田課長をはじめとする電話課員の「エネルギーシユな勤勉」や、特別委員が「大局的に事態を把握し」法理論的な面をさほど追求しなかったこと、さらに今井田が委員会幹事として議論をリードし、「手際よく対立を調整し結局原議に帰着」させる等の「忍耐と機智」を發揮したことが功を奏したものと位置付けている⁽³⁴⁾。

今井田が何故「エネルギーシユ」に、「忍耐と機智」を交えながら、民営でのラジオ導入に向けて議論を主導していくほどの熱意を見せたのか。ここでは、今井田が民営論を選択した理由と、それが省内で受け入れられた背景に注目したい。

民営選択の背景としてまず挙げるべきは、今井田自身の欧米視察体験であろう。前述したように、欧米におけるラジオは概ね民営で運用されていた⁽³⁵⁾。この点が先行事例として意識されたのは、通信局議の段階で民営論の根拠の一つとして「諸外国の実例」が挙げられたことや⁽³⁶⁾、『放送無線電話ニ関スル調査概要』（以下『調査概要』と略す）に「民営を認むる理由」として「各国の例に見るも独乙の半官半民的なるを除けば全部民営に委せり」と記述されていることから明らかである⁽³⁷⁾。この『調査概要』は特別委員会での審議を経て、電話拡張委総会での再度の審議を控えた23年3月以降に、今井田の後任の電話課長に就いた戸川政治が関係課員とともに討議した末執筆したものである⁽³⁸⁾。今井田は通信局議へのラジオ構想の提案者であり、特別委員会でも幹事として議論をリードしてきた。その今井田が語る、視察経験に裏付けられた欧米の事情が念頭に置かれているとみるべきであろう。

しかし、民営論の背景は欧米での先例に留まらない。通信局議の段階で、官営による不安要素の具体例として電話事業の現状、就中、電話拡張問題が挙げられていることを見過ごしてはならない⁽³⁹⁾。というのも、省内の議論をリードしていった今井田は、後述するように、ラジオを構想する当

初から、電話と同様に情報インフラとしての可能性をラジオに見て取り、また電話拡張問題を、ラジオのあり方を構想する上での先例として位置付けていたと考えられるからである。

(3) 民営論の背景としての「電話」

まず、電話拡張問題とはどのように発生し、顕在化したのかを確認しておこう。

日本における電話は、民営か官営かをめぐる論議を経て、1890（明治23）年官営事業として開始された。当初は政府が電話加入を勧誘しても、電話についての知識の普及が充分でなかったこともあり、設置施設は予定数を大幅に下回る状態であったが、電話事業は電信と並び、情報インフラの変革を促す重要政策であり、早期から電話網の拡充が進められた。

その間に民間でも電話の利便性が認識されるようになり、加入申請は年々増加していった。その件数は95年度には7,000件に達する一方で、積滞（申請されても直ちに電話交換が開始できず、翌年度以降に繰越となる状態）が4,000件を数えている⁽⁴⁰⁾。増加する積滞に対応するため、また、日清・日露両戦争の戦後経営の一環として、政府は第一次（96～1902年度）、第二次（04～12年度）の電話拡張計画を実施する。それらを通じて、電話は大都市のみならず地方都市へ普及していくが、その一方で、大都市と地方都市との間で電話供給の格差が深刻化した。すなわち第一次、第二次拡張計画では、電話期成同盟会なる団体や商業会議所からの請願が相次ぎ⁽⁴¹⁾、全国で上がるこうした電話誘致の声への対応として地方を重視する一方、大都市の商工業者を中心とする電話需要の膨張への対応が遅れる状況が発生したのである。

こうした中11年、第二次西園寺内閣下で第三次電話拡張計画が立案される。ところが財政難から大蔵省が難色を示したため計画実行は延期され、計画の始動は大戦景気で政府の財政と国際収支が好転する16（大正5）年を待たなければならなかった⁽⁴²⁾。

このように、大都市を中心として急増する電話需要に対し、交換施設の拡張が追い付かないというのが、明治末期から顕在化し、大正期に入って一層深刻化した電話拡張問題であった。この問題は絶えず新聞による批判を招き、「当局が電話の拡張に努力」していることは理解するが「猶お甚だ緩慢なるを免れ」ないものである⁽⁴³⁾、「欧米諸国に於ては電話拡張費投資額は驚くべき巨額に達し」ているのではないか⁽⁴⁴⁾、電話のような「通信機関の運用不完全なるは、日常取引に不便多く、文化の発達に多大の支障」がある⁽⁴⁵⁾、と指摘されていたのである。

こうした状況を打開するべく、11年に設置され14年に解散した電話拡張調査会以来3年ぶりに通信省が設置したのが、前述の電話拡張委であった。同委員会の設置にあたって当時の内田嘉吉次官は「改定すべき事項の有無を審議調査せしむると共に一般に電話交換業務の改善及び加入区域の適否等につき研究せしむるは〔電話拡張という〕本計画の十全なる成功を期する上に於て」重要である旨述べており⁽⁴⁶⁾、これを契機に本腰を入れて電話拡張問題に対処しようという意欲を示していた。

しかし、通信省にはこうした組織を設置しても、またいかに改善案を討議しようとも、問題の根本的な解決を図り難い事情が存在した。それは、電話事業の収入が国の一般会計に組み込まれているという事実である。日露戦後から財政難が常態化していたことで、政府は「方針の問題としてでなく、事実上財政的に電話事業に依存せざるを得ない状況が続いた⁽⁴⁷⁾。さらに、大戦景気で財政難を脱したことで漸く第三次拡張計画が軌道に乗ったかと思えば、反動恐慌を境に、再度拡張費は削減を余儀なくされる。電話事業の開始以来、営業収支は一貫して黒字を続けているにもかかわらず、得た収入を政府は「一部分しか電信電話サービスの改善やその拡大生産に振り向けず、利益の大部分は一般会計への貢納に当てられ」る格好⁽⁴⁸⁾の通信省は、依然として増加する電話加入申し込みに対応しきれない状態だったのである。

インフラとしての役割が付与されていた電話事業のこうした現状は、当

然ながら通信部内でたびたび議論の俎上に挙げられた。本稿末尾の別表をみると、明治末期から電話拡張問題に関する論考が『通信協会雑誌』に頻繁に掲載されていることがわかる。そして、電話拡張問題が論じられるのはこうした部内向け雑誌の場だけではなかった。地方の通信局長たちもまた、本省の政策担当者たちと同様に電話拡張問題への問題意識を抱いていたのである。たとえば、13年7月の第1回通信局長会議では九州局長から、「始終政府の財政の累を受け」て事業予算が安定的に確保できず「地方でも非常に困つて居る」、それは本省による大蔵省との折衝が「極めて下手な」ためであり、このままでは「未来永劫事業を遣り得られない」と辛辣な批判が発せられた⁽⁴⁹⁾。また、1. で述べたように通信局長会議という場が重要性を増していた23年4月の第7回会議では、電話拡張に関する大蔵省との予算折衝のあり方をめぐり、仙台局長と本省経理局長との間で、他省の事例を引き合いに出しながら意見交換が行われている⁽⁵⁰⁾。

以上のように、通信部内では明治末期から大正期にかけて、電話拡張問題が通信行政における重要な政策課題として認識されていた。こうした部内状況が、ラジオ民営論が省内で受け入れられていく大きな要因だったと思われる。

そして、電話事業の主管課長今井田にとって、電話拡張問題はラジオを構想する上で常に念頭にある先行事例だった。今井田は米国視察中「官営と民営」と題する論考を『通信協会雑誌』に寄稿し、その中で次のように述べている。「官営は民営に比し政治の影響を受くことが多く」、「財政政策の為に、不当に経費を削減せられ又は収益を強制せらるる」ことがあり、その結果「或事業が一時的たりとも閑却せられ、又は犠牲に供せられること」が「稀ではない」⁽⁵¹⁾。日本で行われている何らかの事業について論評するものではないと留保を付けてはいるものの、電話拡張問題の現状を念頭に置いていたと考えるのが自然であろう。また、紙幅の大部分を民営事業の利点の強調に割き、官営の長所については申し訳程度の言及に留めていることから、今井田が電話事業民営論者であることも強く推測で

きる⁽⁵²⁾。

電話拡張という政策課題にこのような認識を示していた、まさにその時期に、今井田は日本におけるラジオ導入を志向したのである。しかも、前述したように、今井田にとってラジオというメディアは情報インフラとして位置づけられるべきものであった。情報インフラの先例たる電話事業の現状に鑑みれば、合理的で早期に実現可能なラジオの経営形態は民営しかあり得なかったのである。そして、この点をより具体的に検討するには、今井田のメディア観を次のように位置付ける必要がある。

今井田にとって電話事業への認識は、主管課長という職責以上のものがあつたと推測できる。今井田は東部通信局規画課長時代から電話事業に関する論文を発表しており⁽⁵³⁾、それらの中で、郵便・電信と比較した際の電話の経済取引メディアとしての利点を強調し、その事業拡張の緊要を主張しているのである⁽⁵⁴⁾。

そして、こうした電話観は今井田に限ったものではなかった。田中次郎・通信局長の論文⁽⁵⁵⁾をはじめ、『通信協会雑誌』に掲載された電話関係の論文にもそうした論理は散見される。それでも今井田が比較的若手の時点から、電話問題に関する論考を公にしていることは注目に値しよう。今井田がその後もそうした電話観を持ち続けていたのは、通信官吏練習所教官時代の講義草稿で、通信事業の機能のうち電話がとりわけ詳細に定義されていることから窺える⁽⁵⁶⁾。

ここで、今井田の論考「無線電話の将来」を想起してみよう。その中で今井田は、他の通信官僚のラジオ観は勿論、民間やジャーナリズムにおいてもラジオの機能に経済取引を特記したものは乏しいのに対し⁽⁵⁷⁾、ラジオの果たす社会的機能として2番目に経済取引の活性化を挙げていた。すなわち今井田は、情報インフラとしてラジオを位置付けると同時に、そのメディアとしての機能においては電話と近接して捉えていたのであり、それ故に先行事例としての電話拡張問題を強烈に意識したと考えられるのである。

このように考えると、ラジオ構想において民営に幾つかの制約が課された理由が推察できる。すなわち、今井田らは電話と同様にラジオを情報インフラと位置付けたが故に、電話と同様に（あるいは、電話が果たせない十分な情報インフラ整備をラジオでは実現するために）全国的なラジオの展開を見据え、民営にも幾つかの制約を設けたと推測できるのである。そうした姿勢は、『調査概要』における、民営認可は「単純なる私設権能の付与に一步を進め一種の無線電話公企業を特許するもの」であるという表現に如実に表れているといえよう⁽⁵⁸⁾。

ところで、ここまでみてきたように、今井田が議論をリードしていく一方、通信部内でラジオはどのように捉えられていたのだろうか。

特別委員の一人だった小森七郎・監察課長は後年、ラジオ構想が展開された当時はラジオが「今日のように、重要な文化機関に成長しようとは考えられず、ただ一種の余興ぐらい」としか思えなかった、自分はラジオに対して「あまり関心の持てない側の人間」だったと回想している⁽⁵⁹⁾。また、関東大震災後、参事官会議における『放送用私設無線電話規則』の審議に秘書課長として出席した大橋八郎は、その際「初めて放送というものに直面したのであるが、当時放送の本質について認識を欠き、後年かくまで偉大なる力を発揮しようとは夢想だもなし得なかった」と述懐している⁽⁶⁰⁾。さらに、東京通信局事務官として24年秋から25年にかけて東京放送局発足に向けた準備に参画した国米藤吉も「放送其の物を聴いたこともなく、ラヂオの原理が判らずひどく不可思議なものに感じてゐる人が多かつた時代」であり、準備に当たっては「ラヂオ其の物が判つてゐない人達との交渉」で「苦心を要し、実に閉口」したという⁽⁶¹⁾。これらはいずれも後日の回顧談ではあるものの、当時の通信部内の雰囲気について、その一端を物語っている。

このように、ラジオのメディアとしての機能や将来について、半信半疑という人物も少なからず存在したのが、ラジオの制度設計期の側面であった。それは特別委員会が2回に過ぎず、欠席者もあったという点からも推

察できる⁽⁶²⁾。今井田らが『調査概要』で、メディアとしての将来性に対する認識を取って前面に出さず、ラジオはあくまで電話を補完するレベルのメディアであると付言した——あるいは、しなければならなかった——事実も⁽⁶³⁾、そうした通信部内の空気を窺わせる。

ともあれ23年8月末『議案』は省議として確定し、通信省としてラジオの制度設計が打ち出されたのである。

3. 通信省における震災体験とラジオ

(1) 震災による通信機関の混乱と通信省の対応

1923（大正12）年9月1日の関東大震災がもたらした被害については贅言を要さないであろう。夥しい死傷者をはじめ、建造物の焼失や倒壊、交通手段の断絶等がみられ、この災害によって帝都を含む関東地方は壊滅に瀕する状態に陥った。とりわけ、通信手段の断絶による災害情報の錯綜や途絶は被災者に多大な不安感を与え、その不安から口をつく流言飛語がさらなる混乱を生むという悪循環が発生したのである。ラジオの制度化の準備を整えた2日後に震災に遭遇した通信省は、電信・電話の各通信機関への対応に忙殺されることになった。

ところで、先行研究では震災後、識者を中心に「もしラジオが震災以前に実施されていたならば、これほどの混乱は避け得ただろう」との主張が相次ぎ、ラジオ開始への機運をさらに高める結果となったもの、という趣旨の説明がなされており⁽⁶⁴⁾、前述の『日本無線史』⁽⁶⁵⁾やNHK社史でも同様の認識がみられる。本稿も同様の立場を採るが、他方で、震災が具体的にどのようにラジオ開始への促進要因となったのかについては詳細な分析がなされないまま、こうした認識が自明のものとして語られてきたきらいがある。しかしながら、ラジオの開始には、事業の制度設計に取り組んできた通信省の動向が、不可欠の要素であり、なるべく精緻に検証する必要があると思われる⁽⁶⁶⁾。

以上を踏まえ、ここでは、通信省がラジオ開始に向けた動きを震災以前

よりも加速させるに至った背景を考察するために、まず通信機関の復旧作業過程を概観しておきたい。

通信省の「日記抄」は震災当日について「正午大地震あり本省事務休止」と書き始め、「夜に入るに従ひ全市は火に覆はれ如何とも手を下す術なく空しく火焰の終息を待つ止むなきに至れり」と、混乱状況への忸怩たる思いをにじませている⁽⁶⁷⁾。震災発生後、通信機関の復旧作業に当たったのは主に、各省や関係府県の官僚を委員や事務官とする臨時震災救護事務局（以下「震災救護局」と略す）であり、通信官僚は同局の交通部に所属した。

まず、電信の被害と復旧作業をみてみよう。第一次世界大戦期まで増加し続けていた電信利用は20年代に入り減少傾向にあったものの、電信から電話へのシフトは緒に就いたばかりであり⁽⁶⁸⁾、震災時も電信は依然、迅速で電話よりも安価な通信手段であった。

しかし、約350の電信線が集中する東京中央電信局は、震災発生と同時に全ての回線が混線した上、電源も破損し「通信は全く杜絶するの最悪状態に陥つた」⁽⁶⁹⁾。局舎の倒壊を受け通信官吏練習所を仮局舎として、中央局から搬出した機器の取り付けに当たっている最中、猛火が迫り仮局舎もまた全焼したため、大阪、名古屋等と応急通信連絡を実施したのは2日深夜になってのことである。次いで6日、臨時一般電報の受付を開始し、内容は災害に関するもので1通あたり30字以内とする制限を加えた上で無料での取り扱いを始めた。

次に、電話の被害と復旧作業をみてみよう。

地震とそれに伴う火災は東京、横浜、横須賀等120局に及ぶ電話交換局を焼失させ、東京では震災前に電話が架設されていた加入者約11万のうち約68,000が倒壊または焼失した⁽⁷⁰⁾。電話線路についても東京で25,000、横浜で12,000の電柱が焼失した。交通部はまず、2日戒厳令施行と同時に軍用電話を一部の官庁間に仮設し、次いで5日救護に関係する官庁間にも59の電話を開通させた。それを拡張する一方、14日には新聞社や金融機関に

も電話を架設し、29日に至って東京市内電話の通話を全て開通させた。市外電話も、2日に千住と日光御用邸間を開通させたのを皮切りに、大阪や長野、高崎等との間で臨時電話を開通させ、一般市民に開放した⁽⁷¹⁾。

ところで、これらの復旧作業に携わった通信官僚たちに、強い印象を与えるメディアがあった。通信機関の断絶の中で情報伝達に威力を発揮した無線電信である。震災当日、横浜港に碇泊していた商船の無線機が銚子無線局に、死傷者が多数出ている可能性を伝えたのをはじめ、別の商船が同無線局へ送信した電文が紀伊半島の無線局に傍受され、各地方への震災第一報となった。さらに、やはり商船から神奈川県警察部長が発信した電報のうち、大阪朝日、大阪毎日の両新聞社への救援依頼電報は震災報道の貴重な材料となったと思われる⁽⁷²⁾。

震災におけるこうした無線電信の利用について、山岸哲夫・東京通信局長は「無線電信電話の設備不十分なる我国にあつて、今回の震災位その必要を痛感せしめ又これが有効に使用された事はない」と、傍点を付して断言した⁽⁷³⁾。また、米田奈良吉・通信局長は新聞紙上で「無線電信の功績は実に偉大で震災直後僅に三十分にして活動して我国は勿論世界の各国に〔1文字判読不能〕えることが能きた」し、「一万内外国からの救護を受くるに至つた如きは之れ皆無線電信の賜物と云わねばならぬ」と強調した⁽⁷⁴⁾。さらに『議案』が審議された電話拡張委特別委員会の一人で、電話復旧作業に通信局工務課長として携わった稲田三之助も「無線電信の放送は国外及び海上の船舶に対して震災の状報を通知する上に多大の効果を挙げた」と総括した上で、「無線電話の放送も今回の如き場合には少なからざる効果を認め得たのであらうと思はれるから、一日も速かに之が実施を見たい」と報告したのである⁽⁷⁵⁾。

さて、震災2日前に制度化の準備が整っていたラジオ構想は、このような混乱状況の中で棚上げを余儀なくされていた。『議案』をはじめ制度設計に関する調査資料も、省議決定の当日に電話課の事務官が自宅に持ち帰っていた基本書類の他には、稲田工務課長が震災を受けて本省から避難

する際抱えていた、欧米の制度に関する翻訳途中の資料程度しか残っていなかったのである⁽⁷⁶⁾。主管の電話課も復旧作業に追われ「全く他を顧る余裕はな」い状態が続いた。

しかし、通信機関⁽⁷⁷⁾の断絶が引き起こした惨状、たとえば「各地の情報を知ることが出来ない」状況下、砲兵学校の援助を得て無線電信所を設置し、さらに「軍用鳩使用の便をも得」て、「可憐な小鳥でも克く猛火の煽りを冒し、翼や脚の傷をも忍んで」漸く通信をなし得た⁽⁷⁸⁾ような記憶は、通信省を重く包んでいたはずである。民間における「ラジオ放送があれば」という声や、流言飛語の記憶が、その空気をさらに色濃くさせていった⁽⁷⁹⁾。

やがて通信官僚は残存した調査資料を駆使しながら、ラジオの実現に向けて制度案の再検討に入った。10月中旬には制度案を携え陸海両省の意見を照会し、軍事上必要な時は平時でも放送の中止を命令し得る権限を認めることや、事業許可に際しては事前に協議すること等の条件が付けられたものの、両省の同意が得られている。そして12月7日起案された制度案は同日中に大臣決裁がなされ、20日、省令『放送用私設無線電話規則』（以下『規則』と略す）が公布されたのである。

その過程で、ラジオ民営の基本方針が揺らぐことはなかった。ラジオで得られる利益は一定額、それも資金の1割に過ぎない。利権をめぐる混乱が起きる可能性は低く、「紛糾はあまり憂うるに足りない」⁽⁸⁰⁾。それが『規則』公布に際しての通信省の判断であった。

こうして、ラジオは民営での実現に大きく近づいたのである。

(2) 震災体験とラジオ構想

さて、震災を経て1924（大正13）年2月に開催された通信局長会議は前年の会議と同様、制度改革をめぐって本省と各通信局長の論議が展開される場となった。各通信局長が予算經理の委任を前回以上に強く求める等⁽⁸¹⁾、地方からの要求を直接伝える場としての通信局長会議の重要性は、この第8回に至っても増していたのである。

ところで、この会議で各通信局長から提出された「建議事項」に、注目すべき意見があった。阿部基一・札幌通信局長が、震災による通信機関の混乱に触れ、通信行政における情報インフラ政策の問題点を指摘したのである⁽⁸²⁾。阿部は次のように述べる。

震災によって帝都を含む関東地方との連絡手段が不通となり、「地方の人」に「どれ程心配」を与え「どれだけの苦痛を」もたらしたか。このような事態を今後防ぐには電信・電話の一層の普及が不可欠である。だが、これらの事業を展開していくのは財政難の現在では困難を極める。とはいえ震災以来、国民は「絶えず何か出て来ぬか何か変わ〔っ〕たものが飛出さぬかと云ふ」不安を抱えている。1月の皇太子裕仁親王と良子女王の成婚に際しても、無事に挙行されたかを「一時間一秒でも速く」知りたいという心情はとりわけ、自身のように「北の隅つこの方に引込んで居る」国民に強い。折しも、国内には「各種の思想」が流入してきており、それを報じる新聞も「又それを各様に伝へ」るような現状である。その結果、どの情報を信じればよいのか判断に迷い、さらに不安感を強めるという悪循環が国民を襲っており、こうした状況を改善しなければならない。

そして阿部は「通信機関の社会化」を提案するのである。すなわち、詳細な情報発信は新聞に任せ、まずは正確な情報を「津々浦々迄も間違なく、簡単にして要を得たものを」伝達することが国民の不安を除去する上で不可欠である、有線電信・電話の拡張が不可能ならば無線電信・電話を活用し、その結果電波が到達する地域には「一律に間違はない事実」を伝達することを「通信省が社会的に」、「組織機関を造つて」行うべきである、と。

阿部は「ラジオ」や「放送」という語を用いたわけではない。しかし、無線電話を緊急時に有効な通信機関の一例として挙げている上、その機能に寄せるメディアとしての「可能性」は、今井田が構想した情報インフラとしてのラジオに限りなく近い。この会議には今井田も本省庶務課長として、さらに電話課長戸川も同席している。阿部の意見を耳にしながら、ラジオについてその制度的枠組を決定した経過、そして現実に民営事業とし

て出発しようとしている現状が彼らの脳裏に浮かばなかったとすれば、その方が不自然といえよう。

さて、ラジオをめぐる動きは混乱の兆しを見せていた。23年末の時点で41件に達していたラジオ企業化の出願者は『規則』公布後、さらに現れた。通信省が制度的枠組を示し、ラジオの開始が現実味を帯びたことで、震災後の不況下、利益を生み出す事業としてのラジオが多く業種の関係者に注目され始めたのである。かねてから事業に意欲を示していた新聞社や無線機器業者の他に、ラジオに「新興商売といふ魅力⁽⁸³⁾」を感じた様々な業種の出願者が現れ始めたのも、この頃からだった⁽⁸⁴⁾。

では、出願を受け付ける側の通信省の動向はどのようなものだったか。

通信省は24年2月に『放送用私設無線電話監督事務細則』を各通信局長へ通達し、『規則』の補足に加え放送事項の中身や聴取申請者への対応等を明記することで、民営での事業開始に備え制度の周知徹底を図っていた。その一方で、『規則』公布に当たり主な電機メーカーや無線機器業者、新聞社を招致して経営主体の合同を求める腹積もりだった通信省は、予想を上回る出願者の数やその性格の多様さに直面してもいたのである。申請を処理する上での事務的な便宜や実現可能と思われる点を考慮し、まず東京・大阪・名古屋の3都市で事業を許可する方針を打ち出したものの、4月末時点で東京では26、大阪では12、名古屋では3の出願者が現れる状況となっていた⁽⁸⁵⁾。

こうした状況を打開するべく、5月に入り通信省は、3都市ごとに有力と思われる出願者を非公式に招致して合同を要請した。東京では出願者6団体の代表に対し、藤村義朗・通信大臣の同席の下、次官と通信局長が説明に当たった⁽⁸⁶⁾。この席で各代表は合同に努力すると回答したものの、事態の行く末は不透明だった。

ところで、この合同要請とほぼ時を同じくする5月から6月にかけて、通信省内ではラジオ問題について次のような方針が策定された。第一段階として、しばらくは3都市の合同協議を待つ。それが成功すれば改めて出願者

全部を集め「許可方針、監督方針を公示し、名実共に営利を専念とせざる組織を作らしめる」。第二段階として、7月19日臨時議会終了時でも合同が成立しない場合、従来の折衝を打ち切り、出願者のうちメーカー、無線機器業者、新聞社、取引所等を召集した上で「公益事業としての組織」によるべきと説示し、これに応じれば全国での組織を許可する。それが失敗した場合は、新聞社や電機メーカーも加盟し、非営利の色彩が強い社団法人「電話協会」を中心に各種の公共団体を提携させ、公益団体として経営させる。その際、資金力に問題がなければ全国における放送局経営を許可する。そして第四段階として、以上の方法が奏功しなかった場合は「過渡期的組織として」通信省が自ら3都市のラジオを経営する⁽⁸⁷⁾。

これら4つの方針に色濃く表れているのは、ラジオを「公益に資するメディア」として捉える視点である。第一～第三段階として表された方向性は、基本的には民営という既存方針を踏襲するが、「営利を専念とせざる」組織、具体的には「公益事業としての組織」にするべきであり、「公益団体として経営」することが妥当である、というものである。これは、2. (2) で述べた「放送局が得る利益は資本の1割程度に抑え、余裕があれば受信料を低減する余地を残す」考え方をさらに進め、民営とはいえ実質的には、官営に準じるような形でのラジオ開始を志向するものといえよう。

さらに、第四段階は官営による事業開始を視野に入れたものである。財政難や電話拡張問題の現状に鑑み、民営を前提として事業構想を具体化させてきた通信省が、一時的な対策とはいえ官営案を用意したのは何故だろうか。考えられるのは、第四段階として挙げられているように、出願者の混乱を收拾する最後の手段として準備したというものである。しかし、いかに事態の收拾を図るためとはいえ、「震災に伴ふ帝都の復興其他各種緊要の施設の為に莫大なる経費を要」するために政府予算は「総て緊縮の方針」が採られ、通信行政における重要な政策課題である電話拡張も制限されている状況で⁽⁸⁸⁾、放送という「前途未知数」で「絶対的に緊要」ではなくそれ故に民営をもって実現すると位置付けていたメディアを、当初の

方針を覆して官営をも視野に入れるというのはいささか性急な動きではないだろうか。

ここで重視すべきは、ラジオ構想の関係者を含め通信省が、関東大震災とそれに伴う通信機関の混乱を体験した事実であろう。復旧作業に取り組む過程で、情報インフラとしてのラジオの可能性が再認識され、従来の認識への変容が迫られたのではないか。

そして、震災から半年足らずで開催された通信局長会議における阿部札幌局長の発言も見逃してはならない。阿部はラジオの構想や制度設計の過程に直接的に関与してきた人物ではない。しかし、地方の実態や要求を中央へ伝える場としての重要性を増している通信局長会議で、東京から遠く離れた札幌の通信局長が切々と、災害による人心不安定の状況と情報インフラ整備の必要性を訴え、「通信機関の社会化」を提案したことが、震災直前にラジオ導入の制度的準備を一定程度整えてあった通信本省に与えたであろう印象は、強調されてよいと思われる。

以上を踏まえると、今井田がラジオ構想の当初から持ち合わせていたものの、制度設計の際には通信行政の現状や通信部内の空気を勘案し、前面には出さなかったと推測される、ラジオを情報インフラとして位置づける視点が、震災体験を含みつつ部内に広く共有されていったと考えられる。すなわち、通信行政の枠組でラジオを捉える視点が、ラジオ構想の形成と展開の過程にあって通底していたこと、また、震災体験を経て通信部内におけるラジオの位置付けが変容していったことが読み取れるのである。

おわりに

1925（大正14）年3月24日午前10時、日本のラジオ放送は東京・芝浦にて仮放送という形で第一声を上げた。やがて全国をその射程に収めたラジオは、太平洋戦争末期の時点で聴取契約数747万、普及率50%に達する⁽⁸⁹⁾。前述した、通信省による出願者の合同要請の後も、事態は混乱の度合いを深め、やがて24年6月の犬養毅・通信大臣による決定、すなわち経営主体

は「営利法人」を容認せず「公益法人」に限定するという判断に向かって推移していく。その過程は稿を改めて検討することにしたいが、以下、ラジオ開始前夜における通信省の動向について整理を試みよう。

20年代初頭の通信部内は機構面や所管行政の面で広範化する一方で、大別して3つの問題点を内包していた。そして、国内で「ラジオ熱」が勃興する1920年代初頭、海外視察を通して通信官僚が抱いたラジオ観には、ラジオを一種の情報インフラとして捉える視点が存在した。またラジオ構想が具体化し、制度設計がなされていく過程では、電話拡張問題という通信行政における重要な政策課題が先行事例として位置づけられていたことが浮かび上がった。通信行政の枠組でラジオ構想が具体化されていったが故に、通信部内にとってラジオは、先行メディアである電話を補完するものと位置付けがなされたといえよう。

そして、関東大震災における既存の「通信機関」の混乱と情報の錯綜に直面し、ラジオに類するメディアの整備とそれを通信省が主導する必要性が提言される等、通信部内におけるラジオの位置付けが、徐々に変化していったものと思われる。とりわけ、震災後の財政難の中で、一時的な対策案とはいえ官営すら選択肢として浮上したことは、情報インフラとしてのラジオの可能性に対する認識が、震災の影響を多分に受けながら、通信部内に浸透していったことを強く示唆している。

このように、ラジオ構想の形成と展開の過程では、通信部内で、通信行政の枠組に照らしながらラジオを情報インフラとして位置づける視点が通底して存在していたこと、また、電話拡張問題という先行事例や、関東大震災という偶発的要因が密接に関係していたことが指摘できる。

電話課長としてラジオ構想の形成と展開に深く関与した今井田清徳は、通信部内で通信局長や本省局長職を歴任後、大阪市電気局長を経て、29年通信次官に就いた。そして、朝鮮総督府政務総監を経て再び故国の土に触れた彼は晩年、病床で「此間ラヂオで文楽の中継を聴いて、生きていた甲

斐があると思つた」と漏らしたという⁽⁹⁰⁾。大正末期、事業として産声を上げたラジオはやがて、社団法人による東京・名古屋・大阪の各放送局の並立、日本放送協会の成立、全国放送の実現を経て、国民生活における重要な情報インフラになっていった。

そして、「ラジオが創出してきた『日常的な聴取』という社会的習慣を引き継いでテレビ事業が開始され」ることになるのである⁽⁹¹⁾。

注

⁽¹⁾竹山昭子「文明の利器『ラジオ』への期待」（竹山『ラジオの時代——ラジオは茶の間の主役だった』世界思想社、2002年）、太田昌宏「ラジオ放送草創期の諸論議——新聞界、実業界、通信省の確執」（NHK放送文化研究所『放送研究と調査』2005年4月号）、筑瀬重喜「ラジオ放送との遭遇 生まれ変わる新聞」（『メディア史研究』22、2007年6月）など。また、アマチュア無線家の活動やラジオ雑誌の発刊も所謂「ラジオ熱」を支えていた。高橋雄造『ラジオの歴史——工作のく文化と電子工業のあゆみ』（法政大学出版局、2011年）などを参照。

尚、資料については便宜上、上巻を上、第1巻第1号を1-1、のように略記した。

⁽²⁾たとえば、津金澤聰廣『現代日本メディア史の研究』（ミネルヴァ書房、1998年）113頁は「国家による統制のための周到な準備過程」と評しており、同様の立場を採るものとして、内川芳美「解題 昭和前期のマス・メディア統制の法と機構」（内川編『現代史資料40 マス・メディア統制1』（みすず書房、1978年）がある。尚、山口誠「ラジオ放送の出現と1920年代の社会」（有山輝雄他編『メディア史を学ぶ人のために』世界思想社、2004年）157頁は、日本におけるラジオは「決して周到に準備された国家事業としてではなく、むしろ明確な理念と計画を持たずに見切り発車した周縁的な事業であった」と位置付けている。

⁽³⁾代表的なものとして、竹山昭子氏による『玉音放送』（晩聲社、1989年）『史料が語る太平洋戦争下の放送』（世界思想社、2005年）などの研究の他、貴志俊彦他編『戦争・ラジオ・記憶』（勉誠出版、2006年）、坂本慎一『ラジオの戦争責任』（PHP新書、2008年）。

⁽⁴⁾ラジオ創成期について通信省の動向を含め検討した、まとまった先行研究として、林進「放送制度と放送意識（2）——戦前放送開始時期の放送制度論」（『埼玉大学紀要』23、1987年）、前掲・太田論文「ラジオ放送草創期の諸論議」、浦部信義「日本における放送開始と通信省」（『メディア史研究』19、2005年12月）、向後英紀「ラ

デオ放送の夜明け——JOAK 東京放送局誕生まで」（『メディア史研究』20、2006年5月）。尚、近年の研究のうち、浦部論文は省内における制度化過程を中心に、犬養毅・通信大臣による公益法人決断までを論じ、太田論文は新聞界や実業界をも射程に取めている。本稿はこれらの研究から多くの示唆を受けている。また、浦部信義「社団法人大阪放送局の成立と変遷」（『メディア史研究』15、2003年11月）、同「社団法人名古屋放送局の成立」（『メディア史研究』20、2006年5月）も参照。

さらに、多菊和郎「放送受信料制度の始まり——『特殊の便法』をめぐる」（江戸川大学『情報と社会』19、2009年2月）は放送事業の運営財源をめぐる制度設計過程を中心に論じ、加藤元宣「放送制度の成立と犬養毅——通信省内部資料と帝国議会答弁の分析から」（『放送研究と調査』2011年4月号）は本稿が対象外とした、ラジオの運営主体を「公益法人」に限ると判断した時期までを含め、犬養通相の動向を中心に論じており、ともに特筆すべき研究成果と思われる。

- ⁽⁵⁾ 通信省や通信行政を扱った代表的な先行研究として、杉浦勢之「一九一〇年代の通信省の危機」（近代日本研究会編『年報・近代日本研究』13、山川出版社、1991年）、若月剛史「一九二〇年代における通信省の変容——科学的管理法を中心に」（『東京大学日本史学研究室紀要』11、2007年3月。のち、若月『戦前日本の政党内閣と官僚制』東京大学出版会、2014年に所収）があり、本稿も多くを負っている。尚、正史としては通信省編纂『通信事業史』全7巻（通信協会、1940～41年）がある。
- ⁽⁶⁾ 第一次世界大戦期（1914～18年）を通じて通信事業の取扱量は主に次のとおり増加した。

郵便（内国通常郵便引受数）19億3,233万→27億5,600万

電信（内国電報発信数）3,341万9,900→7,403万8,600

電話（市内通話度数）10億4,442万7,000→17億8,806万7,000

電話（市外通話度数）1,866万6,500→3,297万1,700

郵便については郵政省編『郵政百年史』（吉川弘文館、1971年）32頁、電信については通信省通信局編・発行『通信統計要覧』各年度版、電話については『通信事業史』4の538頁および542頁に拠った。

- ⁽⁷⁾ 1910（明治43）年の通信管理局官制により、通信省における地方現業部門の管理・統轄は、各地の一等郵便局が現業とともに兼務する従来の体制から、全国13管区に新設された通信管理局が専門に担当する体制へと変更された。しかし、この体制は1914（大正2）年の行政整理において、5管区に減少した通信局（通信管理局から名称変更）の他は一等郵便局が地方現業を分掌する形態に戻される。そして、1919年の行政整理では通信局が全国7管区に再編され、一等郵便局による地方現

業の分掌は再び廃止された。このように、1910年代の通信部内における地方現業部門の管理体制は制度的に不安定であった。これらについては前掲・若月論文「一九二〇年代における通信省の変容」418頁を参照。

- ⁽⁸⁾前掲・杉浦論文「一九一〇年代の通信省の危機」。
- ⁽⁹⁾前掲・若月論文「一九二〇年代における通信省の変容」第三章。
- ⁽¹⁰⁾若月剛史氏の整理による。「表1 各省庁職員数の変遷」(若月「政党内閣期(一九二四～一九三二年)の予算統制構想」『史学雑誌』115-10、2006年10月、のち前掲・若月『戦前日本の政党内閣と官僚制』所収。出典は『帝国統計年鑑』各年度版)。この増加は同時期の他省における職員数の推移と比較すると群を抜いたものであり、例外は鉄道院における増加のみである。
- ⁽¹¹⁾しかも現業職員の待遇問題は給与面に留まらず、「事業の性質上服務や休養の時間等が衛衛生に陥り易い」上、人員削減と労働量の増加によって、健康悪化も深刻化していた。前掲『通信事業史』1の281頁および第一篇第二章第五節を参照。
- 尚、労務管理問題に積極的な関心を寄せ、折に触れて意見を開陳していた中に、ラジオ構想の形成と展開に深く関与する今井田清徳や、三宅福馬といった通信系官僚がいた。詳しくは前掲・若月論文「一九二〇年代における通信省の変容」特に第一章を参照。
- ⁽¹²⁾ただし、後年の回想ではあるものの「当時部内に居った大部分の者には、外部であんなに騒ぐほどの実感はなかつた」(進藤誠一『通信事業と通信人』通信文化社、1960年、139頁)、あるいは「通信閥が最大で、省内を横行し」ていたが我々は「われ関せず」であった(大塚国治郎「若宮先生の思い出」若宮貞夫先生追憶刊行会編『若宮貞夫先生追憶』一二三書房、1974年、251頁)等、関係者間で様々な表現がみられることから、派閥対立による省内政治や通信行政への影響度については再検討の余地があると思われる。尚、この点は前掲・若月論文「一九二〇年代における通信省の変容」第二章第一節から多くを教えられた。
- ⁽¹³⁾前掲・若月論文「一九二〇年代における通信省の変容」415頁。
- ⁽¹⁴⁾この点を強調する研究として、前掲・浦部論文「日本における放送開始と通信省」がある。
- ⁽¹⁵⁾前掲・進藤『通信事業と通信人』六。
- ⁽¹⁶⁾この点は前掲・浦部論文「日本における放送開始と通信省」105頁、前掲・若月論文「一九二〇年代における通信省の変容」415頁も参照。
- ⁽¹⁷⁾前掲・進藤『通信事業と通信人』139頁。
- ⁽¹⁸⁾日本放送協会放送史編修室編『日本放送史』上(日本放送出版協会、1965年)21頁。

新名の視察については『東京朝日新聞』1923年5月31日付（同史料の存在については前掲・向後論文「ラヂオ放送の夜明け」注22に教えられた）。

尚、NHK社史は次のようなものがある。戦前に刊行されたものとして、『東京放送局沿革史』（東京放送局沿革史編纂委員、1928年）、大阪放送局編纂委員編『大阪放送局沿革史』（日本放送協会関西支部、1934年）、『日本放送協会史』（日本放送協会、1939年）、名古屋中央放送局編・発行『名古屋放送局沿革史』（1940年）。戦後に刊行されたものとして、日本放送協会編『日本放送史』（日本放送協会、1951年）、日本放送協会放送史編修室編『日本放送史』上・下・別巻（日本放送出版協会、1965年）、前掲『放送五十年史』+資料編、NHK放送文化研究所編『20世紀放送史』本史編 上・下、年表編（日本放送出版協会、2001年）。

- ⁽¹⁹⁾ 尚、新名は「欧米出張命令をいただいた」際の指示は電話事業の視察に「続いて、欧米で最近初めているラジオというものを見て来いということ」だった、と回想している。「座談会・放送事始」（日本放送出版協会『放送文化』15-3、1960年3月）。
- ⁽²⁰⁾ 今井田清徳「無線電話の将来」（『通信協会雑誌』177、1923年3月）。この今井田論文について、太田昌宏氏は、新名直和（当時は東京放送局理事）が原稿を執筆し総裁後藤新平が開局当日に放送した「無線放送に対する予が抱負」にその影響がみられると指摘している（前掲・太田論文「ラジオ草創期の諸論議」47頁）。
- ⁽²¹⁾ こうしたラジオ観は今井田に限ったものではなかった。矢口吉吉事務官も、米国における「無線放送の熱狂状態」に触れた一人であり、矢口は、ラジオの社会的機能のうち最も重要なのは、聴取者が「政府の声」に接することだと通信部内に向けて強調している。曰く、政府が政策を説明し、それを受けて各省が「事務上の能率を増進」することによって、国民は政府の現状と政策の展開状況を日常的に知ることができ、「政府と市民とは更らに密接なる関係を保持するに至る」（矢口「無線電話利用の新局面」『通信協会雑誌』170、1922年8月）。尚、「通信省職員録大正十一年九月現在」（郵政博物館所蔵）によると矢口は東京通信局所属となっているが、海外視察時の所属は未詳である。
- ⁽²²⁾ 新名のラジオ観については前掲・向後論文「ラヂオ放送の夜明け」56～57頁に拠った。
- ⁽²³⁾ 荒川大太郎・米村嘉一郎「米国の無線電信電話事業」（1924年6月、郵政博物館所蔵）。
- ⁽²⁴⁾ このようにラジオを、少なくとも明確に情報インフラとして捉える視点は、同時代では通信官僚たちの論考の他に見出だせないが、管見であるため、別稿にてより詳細な検討を加えたい。
- ⁽²⁵⁾ 香西俊雄「今井田さんを懐ふ」（今井田清徳伝記編纂会編『今井田清徳』武田泰郎、1943年）。香西は「当時ラヂオのラの字も知らず、聞いたこともないのだから、面

喰った」という。

- ⁽²⁶⁾ 前掲『日本放送史』69～70頁。
- ⁽²⁷⁾ 同上70頁。
- ⁽²⁸⁾ 電波監理委員会編『日本無線史』7（電波監理委員会、1951年）8頁。
- ⁽²⁹⁾ 前掲『日本放送史』74頁、および『放送用私設無線電話ニ関スル議案』（前掲『日本放送史』〔1965年版〕別巻）。
- ⁽³⁰⁾ 『通信公報』1917年7月18日付。尚、同史料の存在は前掲・浦部論文「日本における放送開始と通信省」注5に教えられた。
- ⁽³¹⁾ 前掲『日本放送史』70頁。
- ⁽³²⁾ 前掲『通信事業史』4、940頁。
- ⁽³³⁾ 「放送無線電話ニ関スル調査概要」（国立公文書館所蔵）。
- ⁽³⁴⁾ 前掲『日本無線史』7、11～12頁。
- ⁽³⁵⁾ 佐藤卓己「ラジオとファシスト的公共性」（佐藤『現代メディア史』岩波書店、1998年。新版は2018年）や、大竹信雄「1930年代ラジオの普及と政治的意味——国際比較の観点から」（『中央大学大学院研究年報』38〔法学研究科篇〕、2008年）に、各国（米、英、仏、独、伊、デンマーク、スウェーデン、ソ連）のラジオの状況が端的にまとめられている。
- ⁽³⁶⁾ 前掲『日本無線史』7、8頁。
- ⁽³⁷⁾ 前掲「放送無線電話ニ関スル調査概要」。
- ⁽³⁸⁾ 前掲『日本無線史』7、13頁。
- ⁽³⁹⁾ ラジオ民営論と電話民営論の関係については、前掲・浦部論文「日本における放送開始と通信省」112～114頁が先駆的に検討しており、本稿は大きな示唆を受けている。

尚、浦部氏は電話拡張委への『議案』付議について、委員会の構成が「通信閣」に偏っている点を挙げ「本来なら放送という新しいメディア——今井田らはそれを十分認識していた——の創設に当たっては、新しい委員会を設け、そこで十分に討議されるべきものであったのに、このような殆ど無関係と思われる委員会にゆだねられたのはいかにも不自然」であり、それは今井田ら「通信閣」の、省全体の議論や他省との交渉を必要とする議論を避けたいという意味が働いたためではないかと指摘している。この点について本稿は、本文で論じるように、電話拡張問題が通信系官僚のみならず通信部内に広く政策課題として認識されていたと思われることを重視する立場から、電話拡張委への付議という行動はむしろ自然なものであり、当時の部内でも少なくとも疑惑を呼ぶようなものではなかった

と考えている。

また、浦部氏は通信局議の段階から民営論が採られた背景として、通信官僚の間には多年にわたり電話民営論が存在していたことから、通信関の「電話拡張問題とラジオ問題が混同して議論されることを回避したい」思いが読み取れると考察しているが、本稿は、本文で論じるように、今井田らはむしろ電話拡張問題をラジオ構想に積極的にリンクさせたと考えている。

- ⁽⁴⁰⁾ 日本電信電話公社電信電話事業史編集委員会編『電信電話事業史』3（電気通信協会、1960年）701頁。
- ⁽⁴¹⁾ 前掲『通信事業史』4、555頁。
- ⁽⁴²⁾ 藤井信幸「兩大戦間日本の電気通信政策——都市化と電話」（早稲田大学社会科学研究所『社会科学討究』42-3、1997年。後に藤井『テレコムの経済史——近代日本の電信・電話』勁草書房、1998年に所収）。
- ⁽⁴³⁾ 『中外商業新報』1916年7月10日付。
- ⁽⁴⁴⁾ 『時事新報』1916年8月2日付。
- ⁽⁴⁵⁾ 『中外商業新報』1918年7月16日付。
- ⁽⁴⁶⁾ 『大阪朝日新聞』1917年7月18日付。
- ⁽⁴⁷⁾ 日本電信電話公社電信電話事業史編集委員会編『電信電話事業史』1（電気通信協会、1960年）37頁。
- ⁽⁴⁸⁾ 通信総合博物館監修・西林忠俊編『日本人とてれふおん——明治・大正・昭和の電話世相史』（NTT出版、1990年）86頁。
- ⁽⁴⁹⁾ 「大正二年 第一回通信局長会議議事速記録」（官房文書課、1913年。郵政博物館所蔵）24～25頁、および34頁。
- ⁽⁵⁰⁾ 「通信局長会議議事録 第七回」（通信大臣官房文書課、1923年。郵政博物館所蔵）104～106頁。
- ⁽⁵¹⁾ 今井田清徳「官営と民営」（『通信協会雑誌』169、1922年7月）。
- ⁽⁵²⁾ 本節におけるその後の議論でも述べるように、今井田は早期から電話の情報インフラとしての重要性に注目しているが、併せて電話民営化をも早期から志向していたと思われる。1917年、通信官吏練習所教官時代に執筆されたと思われる今井田の講義草稿「事業規画」（前掲『今井田清徳』）274頁で、前掲論文「官営と民営」と同様、通信事業における民営選択の利点が列挙されていることからそれは窺える。
- ⁽⁵³⁾ 本稿末尾の別表参照。
- ⁽⁵⁴⁾ 今井田清徳「電話の経済的価値」（『通信協会雑誌』87、1915年9月）。今井田の肩書

は「通信局副事務官」となっている。やや長くなるが、電話課長に就任する前からの電話政策に対する今井田の熱量を理解するため、以下、要約しつつ引用する。

電話拡張の是非は「電話の国民経済上に於ける価値を根拠にして判断するにより、始めて事理明白」となる。郵便・電信・電話といった「通信媒介の機関」は「距離を短縮し、時間と労力を節約し得る」ことに意義があるのであり、その「経済的価値」は「経営の労費と効用とを比較」して、「労費少なくして効果の大なるを以て優れりと」判定するべきである。「通信の効用」では、郵便と電信は「片面的」であり、電話は双方向的である。迅速な通信が可能という面では電信・電話は同様だが、電信は「応答の自由を得」る電話には及ばない。他方、「費用の点」では電話は「他の二者よりも多額を要し、且運用費に於ては他より少しと云ふを得」ないが、それら高額な経費は裏返せば電話の「経済的価値の多きを証す」るが故である。何より、郵便・電信という既存メディアに比べ歴史が浅いにもかかわらず、「利用は年々増進して止ま」ないどころか「二者を凌駕するの勢を示」しているのは、電話の「経済的価値」の大きさを示しているではないか。やがて電信は「電話技術の進歩と共に漸次衰退し、僅に電話の補充的設備」に甘んじ、もう一つの既存メディアである郵便もまた、文章の残存が可能という面では「独立の地歩を有する」が、やはり電話に「其の範囲を浸食せられ」るであろう。電話の利用こそが「商取引を敏活にし、各地方の経済関係を密接ならしめ」る等、経済活動の円滑化を推進する原動力である。電話は普及することによってその効用を発揮するのであり、極一部に整備するだけでは、むしろ電話を持つものを持たないものとの間の経済関係に不利益を与えることになる。「実際の需要を無視して拡張普及を中止し、又は制限するが如きは、経済政策及社会政策上尤も思ふべき所にして、斯くの如くんば、寧ろ始めより設けざるに如かず、已に創設せる以上は、十分に拡張し得るの用意なかるべからず」。

⁽⁵⁵⁾ 田中次郎「電話拡張の急務」(『通信協会雑誌』55、1913年1月)。田中は次のように論じる。

政府が毎年費用を捻出し、電話拡張をあくまで放棄しないのは「明らかに電話を以て社会産業發達の先駆とし之を重要視し」ているからに他ならない。急増する電話需要に対応できなければ、「文運の進歩を害し、産業の發達を阻止し延て経済界の恐慌を招」じるに相違なく、やがて「事業家の怨嗟となるは亦当然の勢」だ。こうした現在、そして将来の「需要を見越しつゝも、之れが供給を為」せないのは、「恰も機械の油を断ちて其運転の不規則を啣ち、又は水源を涸渇して水量の不足を訴ふると均」しい。

- ⁽⁵⁶⁾「通信事業の作用」は「経済上に於ては各人並に各地方間の経済的關係を成立せしめ、若は既存の粗なる経済關係を一層密接にし、以て農、商業、工業を發達調和し需要供給を適合せしめ、物価を調節するのみならず経済組織にも変化を來さしめ」る（前掲・今井田「事業規画」緒論）。
- ⁽⁵⁷⁾通信官僚のラジオ観をより具体的に論じるためには、同時代のジャーナリズム等におけるラジオ観との比較検討が不可欠となる。その作業を網羅的に進めるのが今後の課題である。
- ⁽⁵⁸⁾前掲「放送無線電話ニ関スル調査概要」。
- ⁽⁵⁹⁾小森七郎「放送事業をめぐり忘れられぬ人々」（通信外史刊行会編『通信史話』上、電気通信協会、1961年）494頁。小森は別の機会にもラジオが「現在の如く吾人生活上重要視されるものとは不敏にして予想し得なかつた」と回想している（郵政省電波監理局編『電波時報』10、電波振興会、1955年）。
- ⁽⁶⁰⁾大橋八郎「思い出ずるままに」（前掲『電波時報』10）。
- ⁽⁶¹⁾国米藤吉「監督大童時代」（放送文化連盟『放送』5-4、1935年4月）。
- ⁽⁶²⁾前掲『日本無線史』7、11頁。
- ⁽⁶³⁾「放送事業は公共的性質を有するものなるも国民の社会生活上絶対的緊要の事業に非ず」（前掲「放送無線電話ニ関スル調査概要」）。
- ⁽⁶⁴⁾たとえば、震災は「ラジオというニューメディアへの関心が高まっていた最中」に起き、「人びとに「ラジオさえあれば流言飛語による人心の同様の防げたであろう、という思いを起こさせ、放送事業開始の要望が急速に高まって」いった（前掲・竹山『ラジオの時代』15頁）。
- ⁽⁶⁵⁾「九月下旬から十月へかかる頃になると、識者の間に放送さえあつたならかほどまでの惨害は生じなかつたであらう、流言蜚語も止め得たであらうという意見が盛に唱えられはじめ、その後の情勢からしても同時通信の緊要性が切実に叫ばれたのである」。前掲『日本無線史』7、22頁。
- ⁽⁶⁶⁾本稿は通信省の動向に論点を絞っているが、今後ジャーナリズムや同時代人の日記等をあわせて検討することで、ラジオの登場が待望される状況について、立体的に復元できるのではないかと考えている。後稿を期したい。
- ⁽⁶⁷⁾「大正十二年関東大震災当時ニ於ケル通信省日記抄」（通信省電務局、1923年。郵政博物館所蔵）。
- ⁽⁶⁸⁾前掲・藤井『テレコムの経済史』112～113頁、および同書「図13」。
- ⁽⁶⁹⁾前掲『通信事業史』4、393頁。
- ⁽⁷⁰⁾前掲『通信事業史』4、643～644頁。

- ⁽⁷¹⁾内務省社会局『大正震災志』下（1926年）77頁。
- ⁽⁷²⁾以上、震災時における無線電信の利用については石井寛治『情報・通信の文化史——近代日本の情報化と市場化』（有斐閣、1994年）141頁以下を参照した。尚、電信にとどまらず逓信省所管の事業の震災対応を網羅的かつ精緻に論じた近年の研究として、田原啓祐「関東大震災後における逓信事業の復旧と善後策」（『逓信総合博物館 研究紀要』4、2013年）も参照。
- ⁽⁷³⁾山岸哲夫「関東震災に処して」（『逓信協会雑誌』185、1924年1月）。
- ⁽⁷⁴⁾「震災に訓えられた無線電信の将来 逓信省通信局長 米田奈良吉」（『神戸又新日報』1924年1月4日付）。
- ⁽⁷⁵⁾「逓信技師稲田三之助調査震火災ニ拠ル有線及無線電信電話ノ被害」（『震災予防調査会報告』100号 丁、1924年）。
- ⁽⁷⁶⁾前掲『日本無線史』7、13頁。稲田もまた、欧米視察中にラジオの実態に触れた一人であり、「ラジオの制度要綱審議の局議から省議に亘り、一貫して参画」したという。「放送制度の樹立間際にあつた仏、英、独各国の状況や、既に放送が開始されていた米国の模様を具に視察して帰られたので、この審議に臨んでは、それらの実情を詳細に説明され、規制上必要な各般の基準策定に寄与された」。中村寅市「無線電話放送をめぐる稲田さんの反面」（稲田三之助伝刊行会編『稲田三之助伝』電気通信協会、1965年）。
- ⁽⁷⁷⁾前掲『日本無線史』7、22頁。
- ⁽⁷⁸⁾内務省社会局『大正震災志』上（1926年）1040～1041頁。
- ⁽⁷⁹⁾前掲『日本無線史』7、22頁。
- ⁽⁸⁰⁾同上。
- ⁽⁸¹⁾山岸・東京通信局長の発言など。「第八回（大正一三年二月）通信局長会議議事録」（逓信大臣官房文書課、1924年5月。郵政博物館所蔵）11頁。
- ⁽⁸²⁾阿部の発言はいずれも、前掲「第八回（大正一三年二月）通信局長会議議事録」39～42頁に拠る。
- ⁽⁸³⁾岩間政雄編『ラヂオ産業二〇年史』（無線合同新聞社事業部、1944年）151頁。
- ⁽⁸⁴⁾たとえば、後に東京ラジオ商組合理事長となる田辺綾夫（田辺商店主）は、「畑違ひのラヂオ界」に進出した動機について、震災で「商売といふ商売が根こそぎ御破算に逢つたので、これを機会に一つラジオの商売を始めてみやう」というものだったと回想している（「ラジオ廿年回顧座談会」前掲・岩間編『ラヂオ産業二〇年史』）。
- ⁽⁸⁵⁾前掲『日本無線史』7、28頁。
- ⁽⁸⁶⁾前掲『日本放送協会史』8頁。

- ⁽⁸⁷⁾ 前掲『日本無線史』7、31～32頁。
- ⁽⁸⁸⁾ 第8回逓信局長会議における藤村義朗・逓信大臣訓示。前掲「第八回（大正一三年二月）逓信局長会議議事録」9頁。
- ⁽⁸⁹⁾ 1944年度の統計に拠る。前掲『放送五十年史』資料編608頁。
- ⁽⁹⁰⁾ 関正雄「今井田さんの一面」（前掲『今井田清徳』）。今井田の追悼会（1940年7月）でも大和田悌二・逓信次官から、ラジオについて「恐らく故人として、最後まで最も関心を持たれた仕事の一つであつたと思ふ」、「病の床に就かれても、時局の放送の重大なる関係について考慮し、研究されて、剴切なる指示を」得た、との回想が述べられている（同840頁）。
- ⁽⁹¹⁾ 山口誠「『放送』以前のラジオをめぐる多様な欲望」（伊藤守編『メディア文化の権力作用』せりか書房、2002年）20頁。

謝辞

本稿は2009年度、國學院大學大学院法学研究科へ提出した修士論文に加筆修正したものである。指導・審査において多くの助言をいただいた水谷三公先生（副査）、当時のもとよりこの度の加筆修正にあたっても懇切な指導をいただいた坂本一登先生（主査）、絶えず刺激を与えていただいた市川博之氏に、また、私事であるが母・妹、祖母らに深謝する。

別表 『逓信協会雑誌』 電話関係論文

号数	刊行年月	執筆者名	論題
6	1909 (明治42). 1		電話普及に際して
23	1910.6		電話至急開通制度
24	7		電話加入者十万を越ゆ
25	8	坂野鉄次郎	特設電話に就て
29	12		電話二十年史
34	1911.5		電話拡張費の繰上げ
36	7		第三期電話拡張と世論
38	9		四十三年度に於ける電話事業の躍進
40	11		第三電話拡張
42	1912.1		電話拡張費年割額の増加
55	1913 (大正2). 1	田中次郎	電話拡張の急務
58	4		市街地に於ける電話拡張に就て
66	12	恒松万太郎	特設電話の概要に就て
83	1915.9	恒松万太郎	電話事業に対する新聞紙の記事
87	9	今井田清徳	電話の経済的価値
		喜田孝治	帝都の電話は如何なる状態にあるか
91	1916.1	一記者	電話拡張と世論 (一)
92	2	一記者	電話拡張と世論 (二)
		宮井誠吉	東京市内に於ける通話の状況 (一)
93	3	宮井誠吉	東京市内に於ける通話の状況 (二)
100	10	清瀬山人	電話の濫用
123	1918.9	斎藤小太郎	回線能率増進と有技者不足に対する応急策
125	11	白根保治	市外通話の輻湊と之が救済に就て
127	1919.1	押田三郎	電話交換の安定限度
129	3	白根保 ^(ママ) 次	市外電話線の能率向上に就て
131	5	岩井尊信	電話通話料金改定の必要を論ず
142	1920.4	今井田清徳	電話度数料金制度 (一)
143	5	今井田清徳	電話度数料金制度 (二)
151	1921.1	田中寛一	季節の電話交換作業能率に及ぼす影響 (一)
152	2	田中寛一	季節の電話交換作業能率に及ぼす影響 (二)
153	3	田中寛一	季節の電話交換作業能率に及ぼす影響 (三)
154	4	山岸哲夫	電話事業の発達
164	1922.2	三宅福馬	電話とはこんなもの
171	9	無名氏	電話拡張の急務
188	1923.4	四十物兵次郎	電話交換事務に対する改正私見
190	6	山内幸雄	電話拡張計画に関する考察の断片